

**静岡県告示第183号の3**

令和7年3月17日、県議会の議決を経た令和6年度静岡県一般会計補正予算1件、特別会計補正予算9件及び企業会計補正予算5件は、次のとおりである。

令和7年3月17日

静岡県知事 鈴木康友

## 令和6年度静岡県一般会計補正予算

令和6年度静岡県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19,608,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,408,075,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更並びに追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(県債の補正)

第4条 県債の変更並びに追加は、「第4表 県債補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	県税	497,000,000	34,200,000	531,200,000
	1 県民税	134,293,000	8,558,000	142,851,000
	2 事業税	148,334,000	17,809,000	166,143,000
	3 地方消費税	101,123,000	8,792,000	109,915,000
	4 不動産取得税	11,249,000	229,000	11,478,000
	5 県たばこ税	4,127,000	△ 55,000	4,072,000
	6 ゴルフ場利用税	2,417,000	18,000	2,435,000
	7 軽油引取税	37,300,000	△ 996,000	36,304,000
	8 自動車税	56,879,000	△ 153,000	56,726,000
	9 鉱区税	4,000	△ 1,000	3,000
	10 核燃料税	1,240,000	0	1,240,000
	11 狩猟税	34,000	△ 1,000	33,000
2	地方消費税清算金	184,355,000	7,638,000	191,993,000
	1 地方消費税清算金	184,355,000	7,638,000	191,993,000
3	地方譲与税	71,600,000	9,600,000	81,200,000
	1 特別法人事業譲与税	68,695,000	9,619,000	78,314,000
	2 地方揮発油譲与税	2,001,000	16,000	2,017,000
	3 石油ガス譲与税	67,000	0	67,000
	4 自動車重量譲与税	585,000	△ 2,000	583,000

	5 森林環境譲与税	227,000	△	33,000	194,000
	6 航空機燃料譲与税	25,000		0	25,000
4 地方特例交付金		9,949,000		965,000	10,914,000
	1 地方特例交付金	9,949,000		965,000	10,914,000
5 地方交付税		188,908,000		16,824,000	205,732,000
	1 地方交付税	188,908,000		16,824,000	205,732,000
6 交通安全対策特別交付金		950,000	△	150,000	800,000
	1 交通安全対策特別交付金	950,000	△	150,000	800,000
7 分担金及び負担金		6,659,121	△	443,209	6,215,912
	1 負担金	6,659,121	△	443,209	6,215,912
8 使用料及び手数料		14,741,056	△	365,013	14,376,043
	1 使用料	9,659,571	△	301,514	9,358,057
	2 手数料	766,485	△	212,499	553,986
	3 証紙収入	4,315,000		149,000	4,464,000
9 国庫支出金		171,568,940	△	14,384,689	157,184,251
	1 国庫負担金	45,751,359	△	2,094,964	43,656,395
	2 国庫補助金	120,882,517	△	11,862,754	109,019,763
	3 委託金	4,935,064	△	426,971	4,508,093
10 財産収入		2,320,029		846,358	3,166,387
	1 財産運用収入	898,551		1,078,248	1,976,799
	2 財産売却収入	1,421,478	△	231,890	1,189,588

1 1	寄附金	292, 121		283, 285	575, 406
	1 寄附金	292, 121		283, 285	575, 406
1 2	繰入金	86, 700, 877	△	31, 918, 250	54, 782, 627
	1 特別会計繰入金	498, 571	△	38, 879	459, 692
	2 基金繰入金	86, 202, 306	△	31, 879, 371	54, 322, 935
1 3	繰越金	3, 505, 000		3, 198, 000	6, 703, 000
	1 繰越金	3, 505, 000		3, 198, 000	6, 703, 000
1 4	諸収入	31, 829, 856	△	5, 693, 482	26, 136, 374
	1 延滞金、加算金及び過料等	500, 056		20, 680	520, 736
	2 預金利子	31, 500		195, 900	227, 400
	3 貸付金元利収入	249, 589	△	282	249, 307
	4 受託事業収入	984, 353	△	437, 758	546, 595
	5 収益事業収入	5, 927, 000	△	512, 201	5, 414, 799
	6 利子割精算金収入	1, 000		0	1, 000
	7 雑入	24, 136, 358	△	4, 959, 821	19, 176, 537
1 5	県債	118, 088, 000	△	992, 000	117, 096, 000
	1 県債	118, 088, 000	△	992, 000	117, 096, 000
	歳入合計	1, 388, 467, 000		19, 608, 000	1, 408, 075, 000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,019,576	△ 53,728	1,965,848
	1 議会費	2,019,576	△ 53,728	1,965,848
2 知事直轄組織費		12,933,972	7,618,888	20,552,860
	1 知事直轄組織費	12,933,972	7,618,888	20,552,860
3 危機管理費		6,098,015	△ 286,397	5,811,618
	1 危機管理費	6,098,015	△ 286,397	5,811,618
4 経営管理費		33,098,187	8,344,736	41,442,923
	1 経営管理費	16,658,539	8,770,182	25,428,721
	2 徴税費	8,893,732	27,518	8,921,250
	3 地域振興費	1,666,545	△ 95,825	1,570,720
	4 選挙費	3,515,550	△ 333,459	3,182,091
	5 出納費	1,866,507	△ 37,218	1,829,289
	6 人事委員会費	234,556	2,650	237,206
	7 監査委員費	262,758	10,888	273,646
5 暮らし・環境費		10,552,863	△ 1,052,512	9,500,351
	1 暮らし・環境費	3,337,358	△ 60,258	3,277,100
	2 県民生活費	561,581	△ 36,903	524,678
	3 建築住宅費	1,863,018	△ 172,212	1,690,806
	4 環境費	4,790,906	△ 783,139	4,007,767

6 スポーツ・文化観光費		14,035,735	△	695,287	13,340,448
	1 スポーツ・文化観光費	2,661,258	△	17,944	2,643,314
	2 スポーツ費	1,403,627	△	113,028	1,290,599
	3 文化費	4,248,328	△	249,821	3,998,507
	4 観光交流費	2,436,761	△	53,052	2,383,709
	5 空港振興費	3,285,761	△	261,442	3,024,319
7 健康福祉費		276,539,379	△	2,583,546	273,955,833
	1 健康福祉費	11,324,757	△	132,386	11,192,371
	2 福祉長寿費	65,319,179	△	216,826	65,102,353
	3 こども未来費	51,493,790		952,346	52,446,136
	4 障害者支援費	26,545,483		584,986	27,130,469
	5 医療費	41,341,278	△	3,054,692	38,286,586
	6 健康費	78,751,902	△	537,584	78,214,318
	7 生活衛生費	1,762,990	△	179,390	1,583,600
8 経済産業費		101,262,057	△	6,463,623	94,798,434
	1 経済産業費	14,484,826	△	447,925	14,036,901
	2 産業革新費	9,212,117	△	1,522,049	7,690,068
	3 就業支援費	2,241,312	△	423,333	1,817,979
	4 商工業費	19,078,940		1,328,099	20,407,039
	5 農業費	17,665,210	△	2,347,055	15,318,155
	6 農地費	23,234,550	△	2,262,943	20,971,607
	7 森林・林業費	12,021,722	△	661,633	11,360,089
	8 水産・海洋費	3,220,153	△	118,694	3,101,459

	9 労働委員会費	103,227	△	8,090	95,137
9 交通基盤費		147,315,299	△	10,755,708	136,559,591
	1 交通基盤管理費	8,035,343	△	543,941	7,491,402
	2 建設経済費	108,075	△	1,396	106,679
	3 建築管理費	51,873	△	3,057	48,816
	4 道路費	49,999,470	△	3,112,436	46,887,034
	5 河川砂防費	53,539,360	△	2,896,778	50,642,582
	6 港湾費	17,101,869	△	1,443,070	15,658,799
	7 都市費	18,479,309	△	2,755,030	15,724,279
10 警察費		85,391,151		413,486	85,804,637
	1 警察管理費	81,848,045		484,227	82,332,272
	2 警察活動費	3,543,106	△	70,741	3,472,365
11 教育費		262,467,780	△	3,500,671	258,967,109
	1 総合教育費	11,850	△	5,676	6,174
	2 教育委員会費	28,335,515	△	337,373	27,998,142
	3 小学校費	63,735,349		457,142	64,192,491
	4 中学校費	39,588,135	△	513,085	39,075,050
	5 高等学校費	58,409,529	△	1,387,700	57,021,829
	6 大学費	7,387,474	△	22,569	7,364,905
	7 特別支援学校費	30,464,095	△	514,790	29,949,305
	8 学校教育費	3,175,095	△	234,589	2,940,506
	9 社会教育費	1,476,370	△	26,190	1,450,180
	10 私学振興費	29,884,368	△	915,841	28,968,527

1 2	災害対策費	14,663,155	△	3,942,325	10,720,830
	1 観光施設災害復旧費	30,000	△	28,713	1,287
	2 空港施設災害復旧費	30,000	△	15,000	15,000
	3 社会福祉施設災害復旧費	200,000	△	200,000	0
	4 農林水産施設災害復旧費	3,371,000	△	1,220,084	2,150,916
	5 土木施設災害復旧費	10,330,000	△	2,203,440	8,126,560
	6 教育施設災害復旧費	430,000	△	381,000	49,000
	7 災害対策諸費	272,155		105,912	378,067
1 3	公債費	188,555,000		16,811,687	205,366,687
	1 公債費	188,555,000		16,811,687	205,366,687
1 4	諸支出金	232,534,831		16,253,000	248,787,831
	1 公営企業費	106,831	△	4,000	102,831
	2 地方消費税清算金	97,148,000		5,444,000	102,592,000
	3 所得割交付金	301,000		3,000	304,000
	4 利子割交付金	243,000		68,000	311,000
	5 配当割交付金	3,807,000		1,858,000	5,665,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	6,129,000		3,701,000	9,830,000
	7 法人事業税交付金	10,296,000		1,262,000	11,558,000
	8 地方消費税交付金	93,664,000		3,902,000	97,566,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,711,000		13,000	1,724,000
	1 0 軽油引取税交付金	12,689,000		139,000	12,828,000
	1 1 自動車税環境性能割交付金	2,737,000	△	33,000	2,704,000
	1 2 利子割精算金	1,000		0	1,000

	1 3 旧法による自動車 取得税交付金	2,000		0	2,000
	1 4 県税還付金	3,700,000	△	100,000	3,600,000
1 5 予備費		1,000,000	△	500,000	500,000
	1 予備費	1,000,000	△	500,000	500,000
歳 出 合 計		1,388,467,000		19,608,000	1,408,075,000

--	--	--	--	--	--

第 2 表

## 繰越明許費補正

## 1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3 危機管理費	1 危機管理費	危機管理費	71,000	237,000
5 暮らし・環境費	4 環境費	環境政策費	290,000	309,000
6 スポーツ・文化観光費	4 観光交流費	観光費	33,000	42,000
	5 空港振興費	空港振興費	20,000	1,003,000
7 健康福祉費	2 福祉長寿費	長寿社会費	4,958,000	5,103,000
	5 医療費	医務福祉費	3,538,000	3,549,000
	7 生活衛生費	食品衛生費	8,000	289,000
8 経済産業費	2 産業革新費	産業革新費	1,919,000	1,931,000
	5 農業費	農業費	3,299,000	3,340,000
	6 農地費	農地費	3,636,000	9,058,000
	7 森林・林業費	森林・林業費	2,339,000	5,122,000
	8 水産・海洋費	水産・海洋費	1,580,000	1,636,000
9 交通基盤費	1 交通基盤管理費	交通基盤企画費	30,000	190,000
	4 道路費	道路橋りょう維持管理費	38,000	1,077,000
		道路橋りょう新設改良費	7,857,000	20,715,000
	5 河川砂防費	河川砂防管理費	7,000	76,000

		河川改良費	11,897,000	20,467,000
		海岸費	724,000	1,950,000
		砂防費	6,322,000	9,764,000
		農林地すべり対策費	377,000	622,000
	6 港湾費	港湾建設費	3,264,000	7,186,000
		漁港整備費	2,747,000	3,247,000
	7 都市費	市街地整備費	292,000	6,502,000
		公園緑地費	60,000	511,000
11 教育費	8 学校教育費	高校教育費	170,000	175,000
12 災害対策費	4 農林水産施設災害復旧費	現年災害農林水産施設復旧費	23,000	494,000
<b>2 追加</b>				
款	項	事業名	金額	
4 経営管理費	1 経営管理費	資産経営費	25,000	
5 暮らし・環境費	3 建築住宅費	建築安全推進費	44,000	
6 スポーツ・文化観光費	3 文化費	文化事業費	8,000	
		文化財費	26,000	
7 健康福祉費	1 健康福祉費	健康福祉企画費	169,000	
	5 医療費	県立病院費	194,000	
8 経済産業費	3 就業支援費	就業支援費	5,000	
9 交通基盤費	2 建設経済費	建設経済費	5,000	

	6 港 湾 费	港 湾 管 理 费	144,000
	7 都 市 费	都 市 政 策 费	30,000
10 警 察 费	1 警 察 管 理 费	警 察 施 设 费	10,000
11 教 育 费	2 教 育 委 员 会 费	教 育 管 理 费	3,300,000
12 灾 害 对 策 费	4 農 林 水 産 施 設 灾 害 復 旧 费	過 年 灾 害 農 林 水 産 施 設 復 旧 费	733,000
	5 土 木 施 設 灾 害 復 旧 费	過 年 灾 害 土 木 復 旧 费	1,592,000
		現 年 灾 害 土 木 復 旧 费	3,528,000
	6 教 育 施 設 灾 害 復 旧 费	現 年 灾 害 教 育 施 設 復 旧 费	39,000
	7 灾 害 对 策 諸 费	灾 害 对 策 本 部 费	6,000

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 変 更

(1) 令和6年度において債務負担行為を行うもの

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
30 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	令和6年度から令和21年度まで	2,859,000千円	30 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	令和6年度から令和21年度まで	3,586,000千円

(2) 令和5年度以前において債務負担行為を行ったもの

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
31 農業農村整備事業等工事契約 (県営基幹農業用水利施設機能 保全向上対策事業毘沙門排水機 場保全地区ほか50件)	令和5年度から 令和8年度まで	7,725,000千円 (工事予定額 11,043,000千円) 令和5年度計上予算額 3,318,000千円)	31 農業農村整備事業等工事契約 (県営基幹農業用水利施設機能 保全向上対策事業毘沙門排水機 場保全地区ほか50件)	令和5年度から 令和8年度まで	7,735,000千円 (工事予定額 11,053,000千円) 令和5年度計上予算額 3,318,000千円)
43 河川事業工事契約(境川ほか 10件)	令和3年度から 令和10年度まで	4,772,000千円 (工事予定額 6,800,000千円) 令和3年度計上予算額 2,028,000千円)	43 河川事業工事契約(境川ほか 10件)	令和3年度から 令和11年度まで	5,072,000千円 (工事予定額 7,100,000千円) 令和3年度計上予算額 2,028,000千円)
42 河川事業工事契約(西川ほか 17件)	令和5年度から 令和8年度まで	6,015,000千円 (工事予定額 8,970,000千円) 令和5年度計上予算額 2,955,000千円)	42 河川事業工事契約(西川ほか 17件)	令和5年度から 令和8年度まで	6,315,000千円 (工事予定額 9,270,000千円) 令和5年度計上予算額 2,955,000千円)
46 静岡モデル防潮堤整備促進事 業工事契約	令和5年度から 令和7年度まで	1,854,660千円 (工事予定額 1,900,000千円) 令和5年度計上予算額 45,340千円)	46 静岡モデル防潮堤整備促進事 業工事契約	令和5年度から 令和7年度まで	2,004,660千円 (工事予定額 2,050,000千円) 令和5年度計上予算額 45,340千円)

2 追 加		
事 項	期 間	限 度 額
116 戦後80周年記念式典開催業務 委託契約	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	4,000 千円 ( 委託予定額 4,000 千円 ) ( 令和6年度計上予算額 0 千円 )

第 4 表

県 債 補 正

補 正 前				補 正 後					
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業会計出資金	43,000	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む)	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は、一般歳入又はその他の収 入をもって支弁する。	工業用水道事業会計出資金	43,000	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む)	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は、一般歳入又はその他の収 入をもって支弁する。
水道事業会計出資金	37,000				水道事業会計出資金	33,000			
地震対策事業費	461,000				地震対策事業費	433,000			
脱炭素推進事業費	857,000				脱炭素推進事業費	889,000			
出先機関庁舎等整備費	2,115,000				出先機関庁舎等整備費	1,837,000			
地震防災事業費	92,000				地震防災事業費	88,000			
公有林整備費	83,000				公有林整備費	49,000			
スポーツ施設整備事業費	165,000				スポーツ施設整備事業費	119,000			
文化学術施設整備事業費	646,000				文化学術施設整備事業費	606,000			
観光施設整備事業費	556,000				観光施設整備事業費	441,000			
空港整備事業費	735,000				空港整備事業費	710,000			
社会福祉会館整備事業費	73,000				社会福祉会館整備事業費	73,000			
老人福祉施設整備事業費	479,000				老人福祉施設整備事業費	141,000			
児童福祉施設整備事業費	128,000				児童福祉施設整備事業費	67,000			
障害者施設整備事業費	157,000				障害者施設整備事業費	158,000			
看護職員養成所施設整備事業費	31,000				看護職員養成所施設整備事業費	31,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機 構 事 業 費	4,656,000				地方独立行政法人静岡県立病院 機 構 事 業 費	2,499,000			
労政会館施設整備費	14,000				労政会館施設整備費	15,000			
職業能力開発施設整備事業費	104,000				職業能力開発施設整備事業費	87,000			
農林技術研究所整備事業費	305,000				農林技術研究所整備事業費	305,000			
農林環境専門職大学整備事業費	137,000				農林環境専門職大学整備事業費	120,000			
食肉センター再編整備事業費	1,723,000				食肉センター再編整備事業費	1,705,000			
土地改良事業費	3,443,000				土地改良事業費	3,383,000			
耕地災害防止施設費	976,000				耕地災害防止施設費	1,054,000			
育種場設備整備事業費	18,000				育種場設備整備事業費	16,000			
林道事業費	562,000				林道事業費	568,000			
臨時林道整備事業費	97,000				臨時林道整備事業費	106,000			
治山事業費	2,408,000				治山事業費	2,161,000			
緊急自然災害防止対策事業費	8,254,000	緊急自然災害防止対策事業費	8,387,000						
水産・海洋技術研究所等整備費	45,000	水産・海洋技術研究所等整備費	45,000						
沿岸漁場整備費	9,000	沿岸漁場整備費	9,000						
魚介類種苗生産施設整備費	172,000	魚介類種苗生産施設整備費	164,000						
漁業高等学園整備費	11,000	漁業高等学園整備費	8,000						

道路事業費	5,857,000			道路事業費	6,202,000		
臨時県道整備事業費	17,413,000			臨時県道整備事業費	15,391,000		
河川事業費	8,590,000			河川事業費	8,077,000		
臨時河川整備事業費	1,474,000			臨時河川整備事業費	1,792,000		
緊急浚渫推進事業費	2,000,000			緊急浚渫推進事業費	2,000,000		
海岸保全事業費	1,164,000			海岸保全事業費	1,183,000		
自然災害防止事業費	540,000			自然災害防止事業費	381,000		
砂防事業費	3,842,000			砂防事業費	3,340,000		
港湾事業費	3,133,000			港湾事業費	3,001,000		
漁港整備費	904,000			漁港整備費	1,059,000		
漁港海岸保全費	217,000			漁港海岸保全費	214,000		
地域鉄道対策事業費	187,000			地域鉄道対策事業費	187,000		
都市公園整備費	471,000			都市公園整備費	438,000		
警察施設整備費	1,918,000			警察施設整備費	1,832,000		
臨時高等学校施設整備費	9,320,000			臨時高等学校施設整備費	9,300,000		
特別支援学校施設整備費	1,391,000			特別支援学校施設整備費	1,188,000		
県有施設改善事業費	510,000			県有施設改善事業費	476,000		
社会教育施設整備事業費	353,000			社会教育施設整備事業費	393,000		
大学施設整備事業費	235,000			大学施設整備事業費	223,000		
国直轄土地改良事業費	723,000			国直轄土地改良事業費	604,000		
国直轄治山事業費	591,000			国直轄治山事業費	524,000		
国直轄道路事業費	4,759,000			国直轄道路事業費	4,445,000		
国直轄河川事業費	1,906,000			国直轄河川事業費	2,006,000		
国直轄海岸保全事業費	697,000			国直轄海岸保全事業費	1,041,000		
国直轄砂防事業費	2,750,000			国直轄砂防事業費	2,844,000		
国直轄港湾事業費	2,067,000			国直轄港湾事業費	1,419,000		
現年災害観光施設復旧費	30,000			現年災害観光施設復旧費	1,000		
現年災害空港施設復旧費	30,000			現年災害空港施設復旧費	15,000		
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000			現年災害社会福祉施設復旧費	0		
過年災害農林水産施設復旧費	92,000			過年災害農林水産施設復旧費	89,000		
現年災害農林水産施設復旧費	423,000			現年災害農林水産施設復旧費	1,000		
過年災害土木復旧費	1,136,000			過年災害土木復旧費	1,072,000		
現年災害土木復旧費	3,099,000			現年災害土木復旧費	2,676,000		
国直轄災害復旧費	244,000			国直轄災害復旧費	132,000		
現年災害教育施設復旧費	163,000			現年災害教育施設復旧費	16,000		
臨時財政対策	10,000,000			臨時財政対策	9,983,000		
農業共同利用施設整備事業費	68,000			農業共同利用施設整備事業費	68,000		
水産振興事業費	133,000			水産振興事業費	133,000		
				調	7,000,000		
計	118,088,000			計	117,096,000		

## 令和6年度静岡県公債管理特別会計補正予算

令和6年度静岡県の公債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17,244,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570,977,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表

# 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,934,000	230,600	2,164,600
	1 財産運用収入	1,934,000	230,600	2,164,600
2 繰入金		313,699,000	17,014,046	330,713,046
	1 一般会計繰入金	188,214,000	16,785,280	204,999,280
	2 基金繰入金	125,485,000	228,766	125,713,766
3 県債		238,100,000	0	238,100,000
	1 県債	238,100,000	0	238,100,000
歳入合計		553,733,000	17,244,646	570,977,646

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		553,733,000	17,244,646	570,977,646
	1 公債費	553,733,000	17,244,646	570,977,646
歳 出 合 計		553,733,000	17,244,646	570,977,646

## 令和6年度静岡県自動車税等証紙徴収事務 特別会計補正予算

令和6年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ235,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,556,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,321,000	235,000	3,556,000
	1 証紙収入	3,321,000	235,000	3,556,000
歳入合計		3,321,000	235,000	3,556,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰出金		3,321,000	235,000	3,556,000
	1 一般会計繰出金	3,321,000	235,000	3,556,000
歳 出 合 計		3,321,000	235,000	3,556,000

## 令和6年度静岡県県営住宅事業特別会計補正予算

令和6年度静岡県の県営住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,206,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,107,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料	3,687,198	500	3,687,698
	1 使用料	3,687,198	500	3,687,698
2	国庫支出金	4,026,496	△ 1,679,209	2,347,287
	1 国庫補助金	4,026,496	△ 1,679,209	2,347,287
3	財産収入	9,235	9,348	18,583
	1 財産運用収入	9,235	9,348	18,583
4	繰入金	2,742,435	△ 155,480	2,586,955
	1 一般会計繰入金	923,934	0	923,934
	2 基金繰入金	1,818,501	△ 155,480	1,663,021
5	繰越金	1,000	275,841	276,841
	1 繰越金	1,000	275,841	276,841
6	諸収入	78,636	7,000	85,636
	1 雑入	78,636	7,000	85,636
7	県債	8,768,000	△ 664,000	8,104,000
	1 県債	8,768,000	△ 664,000	8,104,000
歳入合計		19,313,000	△ 2,206,000	17,107,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	県営住宅事業費	11,724,133	△ 2,133,350	9,590,783
	1 県営住宅管理費	3,372,973	△ 36,958	3,336,015
	2 県営住宅整備費	8,295,841	△ 2,388,581	5,907,260
	3 積立金	55,319	292,189	347,508
2	災害対策費	30,000	0	30,000
	1 県営住宅復旧費	30,000	0	30,000
3	公債費	7,495,941	△ 72,650	7,423,291
	1 公債費	7,495,941	△ 72,650	7,423,291
4	予備費	62,926	0	62,926
	1 予備費	62,926	0	62,926
歳 出 合 計		19,313,000	△ 2,206,000	17,107,000

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 県営住宅事業費	2 県営住宅整備費	県 営 住 宅 整 備 費	269,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前					補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	3,857,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。	公 営 住 宅 建 設 費	3,368,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,857,000				計	3,368,000			

## 令和6年度静岡県母子父子寡婦福祉資金 特別会計補正予算

令和6年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ108,295千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		78,556	△ 48,043	30,513
	1 繰越金	78,556	△ 48,043	30,513
2 諸収入		595,444	△ 63,045	532,399
	1 預金利子	23	0	23
	2 貸付金元利収入	583,853	△ 54,389	529,464
	3 雑入	11,568	△ 8,656	2,912
3 繰入金		0	2,793	2,793
	1 一般会計繰入金	0	2,793	2,793
歳入合計		674,000	△ 108,295	565,705

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 母子父子寡婦福祉 資金費		454,000	△	36,295	417,705
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	363,000		0	363,000
	2 諸費	6,000	△	295	5,705
	3 一般会計繰出金	85,000	△	36,000	49,000
2 公債費		170,000	△	72,000	98,000
	1 公債費	170,000	△	72,000	98,000
3 予備費		50,000		0	50,000
	1 予備費	50,000		0	50,000
歳 出 合 計		674,000	△	108,295	565,705

## 令和6年度静岡県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和6年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,192,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311,417,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		93,318,769	△ 47,689	93,271,080
	1 負担金	93,318,769	△ 47,689	93,271,080
2 国庫支出金		74,138,700	104,282	74,242,982
	1 国庫負担金	55,788,593	△ 392,117	55,396,476
	2 国庫補助金	18,350,107	496,399	18,846,506
3 前期高齢者交付金		109,100,952	5,020,639	114,121,591
	1 前期高齢者交付金	109,100,952	5,020,639	114,121,591
4 共同事業交付金		718,283	0	718,283
	1 共同事業交付金	718,283	0	718,283
5 出産育児交付金		13,354	0	13,354
	1 出産育児交付金	13,354	0	13,354
6 財産収入		7,663	38,953	46,616
	1 財産運用収入	7,663	38,953	46,616
7 繰入金		18,713,918	△ 35,262	18,678,656
	1 他会計繰入金	17,863,918	△ 35,262	17,828,656
	2 基金繰入金	850,000	0	850,000

8 繰越金		173,407	8,736,283	8,909,690
	1 繰越金	173,407	8,736,283	8,909,690
9 諸収入		39,954	1,375,699	1,415,653
	1 預金利子	7,400	0	7,400
	2 雑入	32,554	1,375,699	1,408,253
歳入合計		296,225,000	15,192,905	311,417,905

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		7,158	1,112	8,270
	1 総務管理費	6,410	1,112	7,522
	2 運営協議会費	748	0	748
2 保険給付費等交付金		231,849,147	15,517,399	247,366,546
	1 保険給付費等交付金	231,849,147	15,517,399	247,366,546
3 後期高齢者支援金等		47,638,170	△ 364,384	47,273,786
	1 後期高齢者支援金等	47,638,170	△ 364,384	47,273,786
4 前期高齢者納付金等		98,055	0	98,055
	1 前期高齢者納付金等	98,055	0	98,055
5 介護納付金		15,537,535	0	15,537,535
	1 介護納付金	15,537,535	0	15,537,535
6 病床転換支援金等		994	△ 972	22
	1 病床転換支援金等	994	△ 972	22
7 共同事業拠出金		718,622	△ 103,934	614,688
	1 共同事業拠出金	718,622	△ 103,934	614,688
8 保健事業費		200,000	△ 12,516	187,484
	1 保健事業費	200,000	△ 12,516	187,484

9	基金積立金		7,663	38,953	46,616
	1	基金積立金	7,663	38,953	46,616
10	諸支出金		128,829	117,247	246,076
	1	償還金及び還付加算金	128,829	117,247	246,076
11	予備費		38,827	0	38,827
	1	予備費	38,827	0	38,827
	歳出合計		296,225,000	15,192,905	311,417,905

## 令和6年度静岡県中小企業高度化資金 貸付事業等特別会計補正予算

令和6年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ222,765千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,947,235千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(県債の補正)

第2条 県債の変更は、「第2表 県債補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		368,419	△ 45,343	323,076
	1 一般会計繰入金	368,419	△ 45,343	323,076
2 繰越金		2,070	34,214	36,284
	1 繰越金	2,070	34,214	36,284
3 諸収入		1,155,511	△ 158,946	996,565
	1 預金利子	1	0	1
	2 貸付金元利収入	1,155,159	△ 158,946	996,213
	3 雑入	351	0	351
4 県債		1,644,000	△ 52,690	1,591,310
	1 県債	1,644,000	△ 52,690	1,591,310
歳入合計		3,170,000	△ 222,765	2,947,235

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 中小企業高度化等 事業費		2,267,984	△	97,483	2,170,501
	1 中小企業高度化資 金等貸付金	2,055,000	△	65,862	1,989,138
	2 諸費	16,232		0	16,232
	3 一般会計繰出金	196,752	△	31,621	165,131
2 公債費		902,016	△	125,282	776,734
	1 公債費	902,016	△	125,282	776,734
歳 出 合 計		3,170,000	△	222,765	2,947,235

第 2 表

県 債 補 正

補 正 前					補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	1,644,000	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の 定める融資条件による。	中小企業高度化資金等貸付金	1,591,310	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の 定める融資条件による。
計	1,644,000				計	1,591,310			

## 令和6年度静岡県林業改善資金特別会計補正予算

令和6年度静岡県の林業改善資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ72,213千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表

# 歳入歳出予算補正

## 歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		171,431	4,803	176,234
	1 繰越金	171,431	4,803	176,234
2 諸収入		160,569	△ 77,016	83,553
	1 預金利子	167	△ 164	3
	2 貸付金元利収入	110,400	△ 51,852	58,548
	3 雑入	50,002	△ 25,000	25,002
歳入合計		332,000	△ 72,213	259,787

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業改善資金費	191,074	△ 75,077	115,997
	1 林業改善資金貸付金	40,000	0	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000	△ 50,000	50,000
	3 諸費	1,071	△ 74	997
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,003	△ 25,003	25,000
2	予備費	140,926	2,864	143,790
	1 予備費	140,926	2,864	143,790
歳 出 合 計		332,000	△ 72,213	259,787

## 令和6年度静岡県清水港等港湾整備事業 特別会計補正予算

令和6年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ863,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,149,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

## 第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		3,032,474	△ 74,004	2,958,470
	1 使用料	3,032,474	△ 74,004	2,958,470
2 財産収入		269,208	49,541	318,749
	1 財産運用収入	269,208	49,541	318,749
3 繰入金		1,717,207	△ 526,911	1,190,296
	1 一般会計繰入金	102,207	0	102,207
	2 基金繰入金	1,615,000	△ 526,911	1,088,089
4 諸収入		163,318	51,001	214,319
	1 預金利子	2	0	2
	2 貸付金元利収入	24,816	0	24,816
	3 雑入	138,500	51,001	189,501
5 県債		4,830,000	△ 503,000	4,327,000
	1 県債	4,830,000	△ 503,000	4,327,000
6 繰越金		0	140,373	140,373
	1 繰越金	0	140,373	140,373
歳入合計		10,012,207	△ 863,000	9,149,207

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 港湾事業費		6,561,475	△	835,631	5,725,844
	1 港湾管理費	2,454,475	△	358,230	2,096,245
	2 施設整備費	4,107,000	△	477,401	3,629,599
2 公債費		3,440,249	△	27,369	3,412,880
	1 公債費	3,440,249	△	27,369	3,412,880
3 予備費		10,483		0	10,483
	1 予備費	10,483		0	10,483
歳 出 合 計		10,012,207	△	863,000	9,149,207

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 港 湾 事 業 費	1 港 湾 管 理 費	清 水 港 港 湾 管 理 費	31,000	97,000
	2 施 設 整 備 費	清 水 港 施 設 整 備 費	284,000	2,256,000

2 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 事 業 費	2 施 設 整 備 費	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	153,000
		御 前 崎 港 施 設 整 備 費	90,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前					補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	3,199,000	普通貸借 又 は 証 券 発 行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収 入をもって支弁する。	清 水 港 施 設 整 備 費	3,089,000	普通貸借 又 は 証 券 発 行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収 入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	711,000				清 水 港 埠 頭 整 備 費	704,000			
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	165,000				田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	126,000			
田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	114,000				田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	112,000			
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	271,000				御 前 崎 港 施 設 整 備 費	258,000			
御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	370,000				御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	38,000			
計	4,830,000				計	4,327,000			

## 令和6年度静岡県物品調達事務等特別会計補正予算

令和6年度静岡県の物品調達事務等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ305,102千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,890,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正  
歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		2,196,000	△ 305,102	1,890,898
	1 諸収入	2,195,039	△ 304,861	1,890,178
	2 雑入	961	△ 241	720
歳入合計		2,196,000	△ 305,102	1,890,898

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 集中管理費		2,196,000	△ 305,102	1,890,898
	1 集中管理費	2,196,000	△ 305,102	1,890,898
歳 出 合 計		2,196,000	△ 305,102	1,890,898

## 令和6年度静岡県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度静岡県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度静岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)	( 計 )
1 総 配 水 量	199,200,761m <sup>3</sup>		2,239,369m <sup>3</sup>	201,440,130m <sup>3</sup>
(ア) 柿田川工業用水道	36,567,370m <sup>3</sup>	△	49,590m <sup>3</sup>	36,517,780m <sup>3</sup>
(イ) ふじさん工業用水道	116,675,402m <sup>3</sup>		2,400,874m <sup>3</sup>	119,076,276m <sup>3</sup>
(ロ) 静清工業用水道	16,948,101m <sup>3</sup>		110,957m <sup>3</sup>	17,059,058m <sup>3</sup>
(ハ) 中遠工業用水道	12,195,643m <sup>3</sup>	△	233,125m <sup>3</sup>	11,962,518m <sup>3</sup>
(ニ) 西遠工業用水道	10,827,949m <sup>3</sup>	△	64,862m <sup>3</sup>	10,763,087m <sup>3</sup>
(ホ) 湖西工業用水道	5,986,296m <sup>3</sup>		75,115m <sup>3</sup>	6,061,411m <sup>3</sup>
2 1日平均配水量	545,756m <sup>3</sup>		6,135m <sup>3</sup>	551,891m <sup>3</sup>
(ア) 柿田川工業用水道	100,185m <sup>3</sup>	△	136m <sup>3</sup>	100,049m <sup>3</sup>
(イ) ふじさん工業用水道	319,658m <sup>3</sup>		6,578m <sup>3</sup>	326,236m <sup>3</sup>
(ロ) 静清工業用水道	46,433m <sup>3</sup>		304m <sup>3</sup>	46,737m <sup>3</sup>
(ハ) 中遠工業用水道	33,413m <sup>3</sup>	△	639m <sup>3</sup>	32,774m <sup>3</sup>
(ニ) 西遠工業用水道	29,666m <sup>3</sup>	△	178m <sup>3</sup>	29,488m <sup>3</sup>
(ホ) 湖西工業用水道	16,401m <sup>3</sup>		206m <sup>3</sup>	16,607m <sup>3</sup>
3 給水工場数	332か所	△	1か所	331か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所		0か所	4か所
(イ) ふじさん工業用水道	102か所		0か所	102か所
(ロ) 静清工業用水道	72か所		0か所	72か所
(ハ) 中遠工業用水道	55か所	△	1か所	54か所
(ニ) 西遠工業用水道	76か所	△	1か所	75か所
(ホ) 湖西工業用水道	23か所		1か所	24か所
4 建設改良事業	3,481,657千円	△	436,970千円	3,044,687千円
(ア) 柿田川工業用水道	30,302千円	△	6,127千円	24,175千円
(イ) ふじさん工業用水道	1,948,429千円	△	134,951千円	1,813,478千円
(ロ) 静清工業用水道	430,038千円	△	58,000千円	372,038千円
(ハ) 中遠工業用水道	186,404千円	△	72,000千円	114,404千円

(イ) 西遠工業用水道	705,751千円	△	162,293千円	543,458千円
(カ) 湖西工業用水道	180,733千円	△	3,599千円	177,134千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	5,118,757千円	109,979千円	5,228,736千円
第1項 営業収益	4,743,613千円	12,524千円	4,756,137千円
第2項 営業外収益	271,987千円	27,487千円	299,474千円
第3項 特別利益	103,157千円	69,968千円	173,125千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	5,130,875千円	△ 32,819千円	5,098,056千円
第1項 営業費用	5,006,973千円	12,409千円	5,019,382千円
第2項 営業外費用	120,902千円	△ 45,228千円	75,674千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,166,620千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額253,702千円、減債積立金543,241千円、建設改良積立金83,522千円及び過年度分損益勘定留保資金1,286,155千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,163,243千円	△ 327,712千円	1,835,531千円
第1項 企業債	1,773,000千円	△ 299,000千円	1,474,000千円
第2項 出資金	43,000千円	0千円	43,000千円
第3項 国庫補助金	15,400千円	0千円	15,400千円
第4項 補償金	95,000千円	△ 10,000千円	85,000千円
第5項 負担金	235,000千円	△ 23,252千円	211,748千円
第6項 固定資産売却代金	1,843千円	4,540千円	6,383千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,507,285千円	△ 505,134千円	4,002,151千円
第1項 建設改良費	3,481,657千円	△ 436,970千円	3,044,687千円
第2項 固定資産取得費	14,801千円	△ 5,260千円	9,541千円
第3項 企業債償還金	1,009,327千円	△ 62,904千円	946,423千円
第4項 国庫補助金返還金	1,500千円	0千円	1,500千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふじさん工業用水道建設費 静岡工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費 湖西工業用水道建設費	千円 825,000 329,000 126,000 333,000 160,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,773,000			

(補 正 後)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふじさん工業用水道建設費 静岡工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費 湖西工業用水道建設費	千円 749,000 291,000 74,000 200,000 160,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,474,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(i) 職員給与費	623,077千円	618,388千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,920千円である。

## 令和6年度静岡県水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度静岡県水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度静岡県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)		( 計 )
1 総 配 水 量	73,511,000m <sup>3</sup>		2,013,568m <sup>3</sup>		75,524,568m <sup>3</sup>
(7) 駿 豆 水 道	8,614,000m <sup>3</sup>		88,405m <sup>3</sup>		8,702,405m <sup>3</sup>
(4) 榛 南 水 道	5,073,500m <sup>3</sup>	△	350,151m <sup>3</sup>		4,723,349m <sup>3</sup>
(9) 遠 州 水 道	59,823,500m <sup>3</sup>		2,275,314m <sup>3</sup>		62,098,814m <sup>3</sup>
2 1 日 平 均 配 水 量	201,400m <sup>3</sup>		5,517m <sup>3</sup>		206,917m <sup>3</sup>
(7) 駿 豆 水 道	23,600m <sup>3</sup>		242m <sup>3</sup>		23,842m <sup>3</sup>
(4) 榛 南 水 道	13,900m <sup>3</sup>	△	959m <sup>3</sup>		12,941m <sup>3</sup>
(9) 遠 州 水 道	163,900m <sup>3</sup>		6,234m <sup>3</sup>		170,134m <sup>3</sup>
3 給 水 対 象 数	10市町		0市町		10市町
(7) 駿 豆 水 道	3市町		0市町		3市町
(4) 榛 南 水 道	2市		0市町		2市
(9) 遠 州 水 道	5市町		0市町		5市町
4 建 設 改 良 事 業	3,175,101千円	△	27,592千円		3,147,509千円
(7) 駿 豆 水 道	130,622千円	△	7,000千円		123,622千円
(4) 榛 南 水 道	729,462千円	△	9,592千円		719,870千円
(9) 遠 州 水 道	2,315,017千円	△	11,000千円		2,304,017千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)		( 計 )
		収 入			
第1款 水道事業収益	7,066,946千円		42,736千円		7,109,682千円
第1項 営業収益	6,510,446千円		17,190千円		6,527,636千円
第2項 営業外収益	556,500千円		25,546千円		582,046千円
		支 出			
第1款 水道事業費用	6,743,127千円	△	30,356千円		6,712,771千円
第1項 営業費用	6,420,473千円	△	39,102千円		6,381,371千円

第2項 営業外費用	319,654千円	8,746千円	328,400千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,181,967千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額233,963千円、減債積立金536,657千円、建設改良積立金168,622千円及び過年度分損益勘定留保資金2,242,725千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	943,054千円	△ 16,505千円	926,549千円
第1項 企業債	266,000千円	△ 4,000千円	262,000千円
第2項 出資金	37,000千円	△ 4,000千円	33,000千円
第3項 補助金	55,000千円	5,349千円	60,349千円
第4項 負担金	585,054千円	△ 13,854千円	571,200千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,137,948千円	△ 29,432千円	4,108,516千円
第1項 建設改良費	3,175,101千円	△ 27,592千円	3,147,509千円
第2項 固定資産取得費	10,796千円	0千円	10,796千円
第3項 企業債償還金	939,051千円	△ 3,840千円	935,211千円
第4項 補助金返還金	13,000千円	2,000千円	15,000千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(補 正 前)

事 項	期 間	限 度 額
1 榛南水道用水供給事業工事契約 (送水管布設替工事 (須々木工区・御前崎工区))	令和6年度から 令和7年度まで	16,000千円 ( 工事予定額 132,000千円 ) ( 令和6年度計上予算額 116,000千円 )

(補 正 後)

事 項	期 間	限 度 額
1 榛南水道用水供給事業工事契約 (送水管布設替工事 (須々木工区・御前崎工区))	令和6年度から 令和7年度まで	25,000千円 ( 工事予定額 141,000千円 ) ( 令和6年度計上予算額 116,000千円 )

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛 南 水 道 建 設 費 遠 州 水 道 建 設 費	千円 65,000 201,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	266,000			

(補 正 後)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛 南 水 道 建 設 費 遠 州 水 道 建 設 費	千円 65,000 197,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	262,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(1) 職員給与費	710,343千円	706,298千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,911千円である。

## 令和6年度静岡県地域振興整備事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度静岡県地域振興整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度静岡県地域振興整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	( 計 )
1 開発整備用 土地取得 取得面積	59,700 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	59,700 m <sup>2</sup>
2 開発整備 開発面積	541,450 m <sup>2</sup> △	1,369 m <sup>2</sup>	540,081 m <sup>2</sup>

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
収 入			
第1款 開発整備事業収益	87,200千円	38,283千円	125,483千円
第1項 営業外収益	19,200千円	38,283千円	57,483千円
第2項 特別利益	68,000千円	0千円	68,000千円
支 出			
第1款 開発整備事業費用	157,854千円 △	28,207千円	129,647千円
第1項 営業費用	102,067千円 △	12,872千円	89,195千円
第2項 営業外費用	52,787千円 △	15,335千円	37,452千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
収 入			
第1款 資本的収入	2,622,800千円 △	312,500千円	2,310,300千円
第1項 負担金	75,000千円 △	32,500千円	42,500千円
第2項 長泉東野地区事業収入	107,000千円	0千円	107,000千円
第3項 牧之原萩間地区事業収入	1,660,800千円	0千円	1,660,800千円
第4項 湖西内山地区事業収入	240,000千円	260,000千円	500,000千円
第5項 新規用地事業収入	540,000千円 △	540,000千円	0千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,829,710千円 △	692,836千円	1,136,874千円

第1項 建設改良費	1,329,710千円	△	692,836千円	636,874千円
第2項 投資	500,000千円		0千円	500,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(i) 職員給与費	159,133千円	138,111千円



第2項 医業外費用	1,551,030千円		798,775千円	2,349,805千円
第3項 特別損失	5,000千円		53,435千円	58,435千円
第2款 研究所事業費用	987,553千円		21,232千円	1,008,785千円
第1項 研究所費用	987,553千円	△	52,205千円	935,348千円
第2項 特別損失	0千円		73,437千円	73,437千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,162,953千円は、過年度分損益勘定留保資金2,162,953千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 病院資本的収入	2,933,645千円	△ 952,000千円	1,981,645千円
第1項 企業債	1,840,000千円	△ 1,022,000千円	818,000千円
第2項 基金繰入金	4,000千円	△ 3,700千円	300千円
第3項 受託金	145,670千円	0千円	145,670千円
第4項 投資有価証券償還金	943,975千円	0千円	943,975千円
第5項 補助金	0千円	73,700千円	73,700千円
第2款 研究所資本的収入	346,761千円	△ 53,000千円	293,761千円
第1項 企業債	90,000千円	△ 20,000千円	70,000千円
第2項 他会計負担金	2,000千円	0千円	2,000千円
第3項 受託金	33,000千円	△ 33,000千円	0千円
第4項 出資金	221,761千円	0千円	221,761千円
	支 出		
第1款 病院資本的支出	5,107,435千円	△ 962,838千円	4,144,597千円
第1項 建設改良費	1,992,309千円	△ 952,407千円	1,039,902千円
第2項 企業債償還金	3,094,087千円	0千円	3,094,087千円
第3項 長期貸付金	19,200千円	△ 9,000千円	10,200千円
第4項 敷金・保証金	1,839千円	△ 1,431千円	408千円
第2款 研究所資本的支出	346,762千円	△ 53,000千円	293,762千円
第1項 建設改良費	125,000千円	△ 53,000千円	72,000千円
第2項 企業債償還金	221,762千円	0千円	221,762千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 977,000 863,000 90,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,930,000			
(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 678,000 140,000 70,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	888,000			
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)				
第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。				

	(補正前)	(補正後)
(i) 職員給与費	16,258,771千円	16,255,806千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額578,094千円を598,082千円と改める。

(棚卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第11条に定めた棚卸資産購入限度額20,123,839千円を19,803,572千円と改める。

## 令和6年度静岡県流域下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和6年度静岡県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度静岡県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	( 計 )
1 年間総処理水量	30,929,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	30,929,000m <sup>3</sup>
(7) 狩野川東部流域下水道	11,374,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	11,374,000m <sup>3</sup>
(イ) 狩野川西部流域下水道	19,555,000m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	19,555,000m <sup>3</sup>
2 1日平均処理水量	84,737m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	84,737m <sup>3</sup>
(7) 狩野川東部流域下水道	31,162m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	31,162m <sup>3</sup>
(イ) 狩野川西部流域下水道	53,575m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>	53,575m <sup>3</sup>
3 流域関連市町数	8市町	0市町	8市町
(7) 狩野川東部流域下水道	3市町	0市町	3市町
(イ) 狩野川西部流域下水道	5市町	0市町	5市町
4 建設改良事業	1,560,100千円	△ 685,650千円	874,450千円
(7) 狩野川東部流域下水道	526,400千円	△ 138,150千円	388,250千円
(イ) 狩野川西部流域下水道	1,033,700千円	△ 547,500千円	486,200千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	5,025,539千円	35,412千円	5,060,951千円
第1項 営業収益	2,836,695千円	52,743千円	2,889,438千円
第2項 営業外収益	2,188,844千円	△ 17,331千円	2,171,513千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	4,821,817千円	△ 52,620千円	4,769,197千円
第1項 営業費用	4,619,996千円	△ 114,326千円	4,505,670千円
第2項 営業外費用	198,821千円	61,706千円	260,527千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり

改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額607,037千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,000千円、減債積立金519,312千円及び建設改良積立金47,725千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	1,492,750千円	△ 697,668千円	795,082千円
第1項 企業債	364,000千円	△ 144,000千円	220,000千円
第2項 国庫補助金	744,500千円	△ 449,627千円	294,873千円
第3項 負担金	384,250千円	△ 104,041千円	280,209千円
	支 出		
第1款 資本的支出	2,093,469千円	△ 691,350千円	1,402,119千円
第1項 建設改良費	1,560,100千円	△ 685,650千円	874,450千円
第2項 固定資産取得費	8,356千円	0千円	8,356千円
第3項 企業債償還金	525,013千円	△ 5,700千円	519,313千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 123,000 241,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	364,000			

(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 98,000 122,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	220,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職 員 給 与 費	172,021千円	183,245千円